

3. 上州漁業協同組合

3 上州漁業協同組合遊漁規則の変更内容

(1) 第四条第1項の変更（漁具漁法の制限の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- I 疑似おとりを使用した友釣りに制限を設定する。
- II 釜（ウナギ釜）の標記を変更する。

イ 変更理由

- I 疑似おとりの規模を制限することにより、無作為な採捕や針傷による魚病の発生を防ぐため。
- II 釜を用いた漁法はウナギ以外の魚種も対象であることから、釣り人に誤解を与えないため。

(2) 第四条第2項の変更（漁具漁法の制限の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- I 鏑川における毛針釣（フライを除く）の禁止区域を変更する。
- II エサ釣・リール付き竿を使用した鮎釣を禁止する。
- III すくい網の禁止期間を変更する。

イ 変更理由

- I 「佐藤実工場」は現地にないため、代わりに「一ノ萱川合流点」に変更したい。
- II エサ釣りによる鮎釣の禁止は成長前の稚鮎の乱獲を防ぐため。リール付き竿を使用した鮎釣の禁止は、友釣遊漁者とのトラブルを防ぐため。
- III 変更前の禁止期間終了日は全区域統一の投網解禁日（8月19日）に設定していたが、友釣り専用区の設置により、投網解禁日が区域によって異なったため。

(3) 第五条の変更（禁止区域等の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

増田川および相間川に入漁禁止区域を設定する。

イ 変更理由

碓氷川支流の増田川と烏川支流の相間川に存在する溪流魚の自然産卵エリアを入漁禁止区に設定することで、溪流魚の自然繁殖を促したい。

共第5号及び第16号第5種共同漁業権
遊漁規則 新旧対照条文

改正条文				現行条文			
(漁具漁法の制限) 第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。				(漁具漁法の制限) 第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。			
漁具漁法		規	模	漁具漁法		規	模
手釣・竿釣		一人につき2本以下	<u>擬似おとり使用の友釣りの場合、ハリスの長さは擬似おとりの後端から20cm以下</u>	手釣・竿釣		一人につき2本以下	<u>(新設)</u>
...	
...	
<u>筌(削除)</u>		一人につき50統以下	・口径15cm以下 長さ100cm以下	<u>筌(ウナギ筌)</u>		一人につき50統以下	・口径15cm以下 長さ100cm以下
...	
2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。				2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。			
ア漁具漁法	イ水産動物	ウ区域	エ期間	ア漁具漁法	イ水産動物	ウ区域	エ期間
毛針釣 (フライ、テンカラを除く)	全魚種	明神橋から下流の烏川、横川堰堤から下流の碓氷川、 <u>市ノ萱川合流点</u> から下流の鍬川(西牧川)、蟬の淵から下流の南牧川	3月26日から組合が定めるアユ友釣解禁日まで	毛針釣 (フライ、テンカラを除く)	全魚種	明神橋から下流の烏川、横川堰堤から下流の碓氷川、 <u>本宿佐藤実工場堰堤</u> から下流の鍬川(西牧川)、蟬の淵から下流の南牧川	3月26日から組合が定めるアユ友釣解禁日まで
...
<u>エサ釣</u> <u>リール付竿を使用の鮎釣</u>	<u>アユ</u>	<u>漁場全域</u>	<u>1月1日から12月31日まで</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
...
すくい網	全魚種	漁場全域	3月26日から <u>各漁場で定める投網解禁日</u> までの間の増水、濁水時	すくい網	全魚種	漁場全域	3月26日から <u>8月19日</u> までの間の増水、濁水時

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区	域	期	間
...		...	
...		...	
	<u>中川合流点より上流の増田川</u>	<u>1月1日から</u>	
	<u>中尾根沢合流点より上流の相間川</u>	<u>12月31日まで</u>	

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区	域	期	間
...		...	
...		...	
	(新設)		(新設)

漁具漁法の制限 第4条の2

1) 毛針釣について



禁止区域等 第5条

○増田川 増殖計画禁漁区間



○相間川 増殖計画禁漁区間



4. 邑樂漁業協同組合

4 邑楽漁業協同組合遊漁規則の変更内容

(1) 第七条第2項の変更（遊漁料の額及び納付方法の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

70歳以上の遊漁者の遊漁料を廃止する。

イ 変更理由

遊漁者の利用実態に合わせた対応を行うため。

呂宋漁業協同組合共第11号第五種共同漁業權遊漁規則

改正後

(目的)
 第1条 [略]
 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)
 第2条 [略]
 (遊漁期間)
 第3条 [略]
 (漁具漁法の制限)
 第4条 [略]
 (禁止区域等)
 第5条 [略]
 (全長の制限)
 第6条 [略]
 (遊漁料の額及び納付の方法)
 第7条 遊漁をする場合は、次表のとおりとし、別表の漁証取扱所又は、当該遊漁する場所において納付するものとす。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
全魚種	徒手採捕	1日	500円
	手釣・竿釣	1年	6,000円
	同上 投網 すくい網 はり網	1日	1,000円
	四つ手網 釜	1年	7,000円

改正前

(目的)
 第1条 [略]
 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)
 第2条 [略]
 (遊漁期間)
 第3条 [略]
 (漁具漁法の制限)
 第4条 [略]
 (禁止区域等)
 第5条 [略]
 (全長の制限)
 第6条 [略]
 (遊漁料の額及び納付の方法)
 第7条 遊漁をする場合は、次表のとおりとし、別表の漁証取扱所又は、当該遊漁する場所において納付するものとす。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
全魚種	徒手採捕	1日	500円
	手釣・竿釣	1年	6,000円
	同上 投網 すくい網 はり網	1日	1,000円
	四つ手網 釜	1年	7,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期間	遊漁料
小学生以下	全魚種	徒手採捕 手釣・竿釣	1日	無料
中学生	全魚種	徒手採捕 手釣・竿釣	1日	150円
(廃止)				

(遊漁承認証に関する事項)

第8条

[略]

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条

[略]

(遊場監視員)

第10条

[略]

(違反者に対する措置)

第11条

[略]

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期間	遊漁料
小学生以下	全魚種	徒手採捕 手釣・竿釣	1日	無料
中学生	全魚種	徒手採捕 手釣・竿釣	1日	150円
70才以上の者	全魚種	徒手採捕 手釣・竿釣	1年	4,000円

(遊漁承認証に関する事項)

第8条

[略]

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条

[略]

(遊場監視員)

第10条

[略]

(違反者に対する措置)

第11条

[略]

遊漁料変更の試算表

1 過去3年における釣り券販売高

	釣り券売上げ(円)
平成30年度	3,716,500
令和元年度	3,347,500
令和2年度	2,841,000
合計	9,905,000
平均	3,301,667

2 過去3年における釣り券販売枚数の内訳

単位：枚

	日釣り	年	年(70歳以上)	共通	合計	年券の70歳以上の割合
平成30年度	1,907	304	219	9	2,439	41.2%
令和元年度	1,621	259	237	5	2,122	47.3%
令和2年度	1,340	206	225	5	1,776	51.6%
平均	1,623	256	227	6	2,112	46.4%

3 遊漁料変更後の売り上げ予想

単位：円

	日釣り	年	共通	合計
過去3年の売上平均	811,500	2,444,000	42,000	3,297,500
売上予想	811,500	2,898,000	42,000	3,751,500
		増額		454,000

4 増額収入の利用用途

単位：円

	金額	備考
放流費(フナ500kg)	350,000	単価700円/kg
漁場の維持管理費	104,000	
合計	454,000	

5. 上野村漁業協同組合

5 上野村漁業協同組合遊漁規則の変更内容

(1) 第八条第2項の変更（特設釣り場の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

- I 但し書きを削除する。
- II 料金表を変更する。

イ 変更理由

- I C&Rを基本とした漁場運営を行っているため。
- II C&Rを基本とした漁場運営を行っているため。

(2) 第八条第4項の変更（特設釣り場の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

文中に「入漁条件」を追加する。

イ 変更理由

機動性を持って漁場管理を行うため。

(3) 第八条の二の変更（特設釣り場の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

4項を新設する。

イ 変更理由

機動性を持って漁場管理を行うため。

(4) 第八条の三の変更（特設釣り場の変更）

ア 変更内容（別紙：新旧対照表）

4項を新設する。

イ 変更理由

機動性を持って漁場管理を行うため。

R4遊漁規則変更・新旧対照表

改正後

(特設釣り場)

第八条 (略)

2 前項の期間及び区域で遊漁をしようとするものは、前条各号の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。
但し、以下を削除

漁法	区分	料金		現場加算	魚種
		削除	削除		
竿釣り (1人につき 1本) <u>毛ばり釣り</u> <u>フライ釣り</u> <u>ルアー釣り</u>	小学生	削除	無料	0円	ニジマス
	中学生		300円		
	日券(女性)		1,500円		
	上野村漁業協同組合が発 行する期間1年の遊 漁証保持者		1,500円		
	同上(女性)		1,000円		
上記以外の者	2,000円				

現行

(特設釣り場)

第八条 (略)

2 前項の期間及び区域で遊漁をしようとするものは、前条各号の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。
但し、ルアー・フライ釣りで採捕したニジマスを再放流する場合は、再放流金額とする。

漁法	区分	料金		現場加算	魚種
		餌釣り	再放流		
竿釣り (1人につき 1本) <u>新設</u>	小学生	500円	無料	0円	ニジマス
	中学生	1,500円	300円		
	日券(女性)	2,500円	1,500円		
	上野村漁業協同組合が発 行する期間1年の遊 漁証保持者	2,500円	1,500円		
	同上(女性)	2,000円	1,000円		
上記以外の者	3,000円	2,000円			

3 (略)

4 前各号の制限のほか、組合は漁具漁法、区域、期間、入漁時間、入漁条件を定め、特設釣り場を管理するものとする。
この規定は組合事務所、特設釣り場遊漁証取扱所に掲示して公表するものとする。

第八条の二

3 (略)

4 前各号の制限のほか、組合は漁具漁法、区域、期間、入漁時間、入漁条件を定め、特設釣り場を管理するものとする。
この規定は組合事務所、特設釣り場遊漁証取扱所に掲示して公表するものとする。

第八条の三

3 (略)

4 前各号の制限のほか、組合は漁具漁法、区域、期間、入漁時間、入漁条件を定め、特設釣り場を管理するものとする。
この規定は組合事務所、特設釣り場遊漁証取扱所に掲示して公表するものとする。

3 (略)

4 前各号の制限のほか、組合は漁具漁法、区域、期間、入漁時間を定め、特設釣り場を管理するものとする。
この規定は組合事務所、特設釣り場遊漁証取扱所に掲示して公表するものとする。

第八条の二

3 (略)

(新設)

第八条の三

3 (略)

(新設)